



この挑戦が、未来となる。

ちゅうぎんフィナンシャルグループ



中国銀行

NEWS RELEASE

16 平和と公正を
すべての人に



令和7年8月1日
株式会社 中国銀行

暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について

中国銀行（岡山市北区丸の内一丁目15番20号 頭取 加藤 貞則）は、令和7年8月12日（火）より、暗号資産交換業者口座へのお振込みを一部制限することをお知らせします。

近年、特殊詐欺等の被害金が暗号資産交換業者へ不正に送金されるケースが増加しています。この状況を受け、当行は警察庁および金融庁の要請にもとづき、暗号資産交換業者口座へのお振込み（支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込およびATM現金振込）を一部制限します。

当行は今後も、特殊詐欺等被害への対策の高度化を図るとともに、口座の不正利用等を通じた犯罪収益の収受・隠匿、テロリストへの資金提供の防止に努めることで、健全な金融システムの維持に取り組んでまいります。

【制限内容】

1. 当行口座からのお振込み

暗号資産交換業者あてのお振込みについては、支払口座名義が振込依頼人名に含まれない場合、制限の対象となります。

（具体例）

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
チュウギン タロウ	チュウギン タロウ	振込可
	123 チュウギン タロウ	
	チュウギン ジロウ	振込不可
	CHUGIN TARO	

2. 現金によるお振込み

ATMでの現金による暗号資産交換業者あてのお振込みはご利用いただけません。

【ご参考】

- ・警察庁ウェブサイト

「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

- ・金融庁ウェブサイト

「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

以 上